



## 差押債権目録(1)

- 1 金 円 (請求債権目録(1)記載の1)
- 2 (1) 令和 年 月から令和 年 月まで毎月 日限り  
金 円ずつ(請求債権目録(1)記載の2(1))
- (2) 令和 年 月から令和 年 月まで毎月 日限り  
金 円ずつ(請求債権目録(1)記載の2(2))
- (3) 令和 年 月から令和 年 月まで毎月 日限り  
金 円ずつ(請求債権目録(1)記載の2(3))

債務者( ) 勤務)が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

### 記

- 1 俸給・給料及び諸手当(ただし、通勤手当を除く。)から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- 2 期末手当、勤勉手当(その他の賞与の性質を有するものを含む。)から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで



## 差押債権目録(2)

金 円 (請求債権目録(2)記載の1)

債務者( ) 勤務)が、第三債務者から支給される、本命  
令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

### 記

- 1 俸給・給料及び諸手当(ただし、通勤手当を除く。)から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- 2 期末手当、勤勉手当(その他の賞与の性質を有するものを含む。)から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1(ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで